

(3) 教職実践に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等	左記に対応する開設授業科目		必修選択の別		単位数	週時間	受講年次	学期	授業内容	備考	
	科目	科目番号	科目名	学校教育							
				小コース							中コース
教育実習	教職151	介護等体験指導	選必	選必	1	0-2	1	後	介護等体験のための事前指導	1科目必修	
	教共151	介護等体験指導	選必	選必	1	0-2	1	後	介護等体験のための事前指導		
	教職161	教職体験Ⅰ(小)	選必	選必	1	0-2	1	後	主として附属小学校での実習参加型観察することを目的とする	* (注) 1科目必修	
	教職162	教職体験Ⅰ	選必	選必	1	0-2	1	後	主として附属中学校での実習参加型観察することを目的とする		
	教職261	教職体験Ⅱ(小)	選必	選必	1	0-2	2	前	公立小学校等での実習参加型観察することを目的とする	* (注) 1科目必修	
	教職262	教職体験Ⅱ	選必	選必	1	0-2	2	前	公立中学校等での実習参加型観察することを目的とする		
	子215	子ども学フィールドワークⅠ	選必	選必	2	0-2	2	前	多様な学びの文化を、特定の「場＝フィールド」を通して考察し、同時代的・創造的な教育プログラムについて実践探求する		子ども教育開発
	特支207	インクルーシブ教育フィールドワーク	選必	選必	1	0-2	2	後	公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のいずれかでの、実習参加型観察することを目的とする	特別支援教育	
	教職360	学校教育実践研究(小)	必	自	1	0-2	3	通年	小学校教育実習のための事前事後指導		
	教職361	小学校教育実習A	必	一	4	4週間	3	前	附属小学校における教壇実践その他。「学校教育実践研究(小)」を同時履修のこと		
	教職461	小学校教育実習B	選	自	2	2週間	4	前・後	公立等小学校における教育実習		
	教職462	小学校教育実習C	自	自	4	4週間	4	前・後	公立等小学校における教育実習		
	教職481	幼稚園教育実習A	自	自	4	4週間	4	前・後	公立等幼稚園における教育実習		
	教職482	幼稚園教育実習B	自	自	2	2週間	4	前・後	公立等幼稚園における教育実習		
教職370	学校教育実践研究	自	必	1	0-2	3	通年	中学校教育実習のための事前事後指導			
教職371	中学校教育実習A	一	必	4	4週間	3	前	附属中学校における教壇実践その他。「学校教育実践研究」を同時履修のこと			
教職471	中学校教育実習B	自	選	2	2週間	4	前・後	公立等中学校における教育実習			
教職472	中学校教育実習C	自	自	4	3週間	4	前・後	公立等中学校における教育実習			
教職473	高等学校教育実習	自	自	2	2週間	4	前・後	公立等高等学校における教育実習			
教職実践演習	教共401	教職実践研究	自	自	1	0-1	4	前・後	教職実践演習へ向けての予備的授業	教職実践演習クラスによっては登録条件科目	
	教職491	教職実践演習	必	必	2	0-2	4	前・後	教員として必要な最小限の資質能力を形成し、確認しあう。	登録前提科目を履修済であること	
	教共354	離島・へき地校体験実習	自	自	2	0-4	3~4	前又は後	一定期間滞在しながら離島・へき地学校における現場体験をとうして教育課題を考える		

* (注) 特別支援教育コースについて、小選は教職体験Ⅰ(小)・教職体験Ⅱ(小)必修。中選は教職体験Ⅰ・教職体験Ⅱ必修

1. 教育実習の登録条件

① 学校教育教員養成課程の附属小学校実習

- 1) 「教職入門」並びに「教育原理」を履修済みであること。
- 2) 「教育心理学」・「教育課程(教諭)」・「教育方法(教諭)」が履修済み又は同時履修すること。
- 3) 「道徳教育の研究(教諭)」又は「道徳心理学(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 4) 「小学校9教科」12単位(特別支援教育専修は6単位)以上並びに「教科の指導法」8単位以上を履修済み又は同時履修すること。
- 5) 「生徒指導論(進路指導含む)(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 6) 「教育相談(教諭)」又は「学校カウンセリング(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 7) 「介護等体験指導」・「教職体験Ⅰ(小)」又は「教職体験Ⅰ」・「教職体験Ⅱ(小)」又は「教職体験Ⅱ」(※子ども教育開発専修においては「子ども学フィールドワークⅠ」、特別支援教育専攻においては「インクルーシブ教育フィールドワーク」)を履修済みであること。
- 8) 「学校教育実践研究(小)」を同時履修すること。

② 学校教育教員養成課程の附属中学校実習

- 1) 「教職研究」並びに「教育原理」を履修済みであること。
- 2) 「教育心理学」・「教育課程(教諭)」・「教育方法(教諭)」が履修済み又は同時履修すること。
- 3) 「道德教育の研究(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 4) 「教科に関する科目」14単位以上並びに「教科の指導法」2単位以上を履修済み又は同時履修すること。
- 5) 「生徒指導論(進路指導含む)(教諭)」を履修済み又は同時履修すること。
- 6) 「教育相談(教諭)」、「学校カウンセリング(教諭)」又は、「進路指導の心理学」を履修済み又は同時履修すること。
- 7) 「介護等体験指導」・「教職体験Ⅰ(小)」又は「教職体験Ⅰ」・「教職体験Ⅱ(小)」又は「教職体験Ⅱ」(※子ども教育開発専修においては「子ども学フィールドワークⅠ」、特別支援教育専攻においては「インクルーシブ教育フィールドワーク」)を履修済みであること。
- 8) 「学校教育実践研究」を同時履修すること。

③ 学校教育教員養成課程の公立等実習(副免等)

- 1) 附属学校の教育実習を履修済みであること。
- 2) 当該免許に係る「教育課程及び指導法に関する科目」を履修済み又は同時履修すること。
- 3) 当該免許に係る「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」を履修済み又は同時履修すること。

④ 幼稚園教育実習

- 1) 小学校教育実習を履修済み又は同時履修すること。
- 2) 「幼稚園教育課程の編成方法」及び「幼児の教育方法」を履修済みであること。
- 3) 「幼稚園教育基礎実践」(事前指導科目)を履修済みであること。

2. 教職実践演習の登録条件

- 1) 卒業要件の免許(原則として小学校教育コースにあつては小一種又は中学校教育コースにあつては中一種など)必須科目を履修済みであること。
※必須科目には共通教育科目「憲法概論」・「情報科学演習」・「健康・スポーツ科学」又は「運動・スポーツ科学」・外国語科目(大学英語等)を含む。
(上記、共通教育等科目は教員免許法施行規則第66条の6に該当する科目である)
※「教職実践研究」を履修済みであることが登録条件のクラスあり。